

## 概要

予防のための子供の死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という））とは、子供が死亡したあとに、多職種の機関や専門家（医療、警察、行政、福祉関係者等）が、①子供の死に至る直接・間接的な情報を収集し、②予防可能な要因について検証し、③効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡を減らすことを目的に行うもの

## 国の動向

■ 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（R2～）  
一部の自治体においてCDRの実施体制の整備を試行的に実施  
実施自治体：群馬、山梨、三重、滋賀、京都、香川、高知

■ 予防のための子どもの死亡検証体制整備委託事業（R3～）  
モデル事業で得られたデータ等の集約や、検証への技術的支援を実施し、CDRの制度化に向けた検討材料とする

## 都においてもCDR実施体制の構築に向け検討

- CDRの実施に当たっては、死亡診断を行う医療機関をはじめ、福祉、保健、教育、警察など、様々な機関の連携・協力が不可欠
- 子供の死という機微な情報を取り扱うため、収集する情報の範囲や、入手・管理の方法などについて、あらかじめ整理が必要

## 令和4年度における取組

## ＜関係機関へのヒアリング＞

**CDRを行うに当たっての課題（死亡情報の収集・調査方法等）等について、関係機関にヒアリングを実施。**  
**（医師会、医療機関、保健所、監察医務院、児童福祉・教育、警察・消防関係者など）**

## ＜CDR状況調査＞

**国のモデル事業を実施している自治体の事例や海外の事例を調査し、今後の都の取組に向けた検討材料とする。**

## ＜検討会議の開催＞

**関係者のヒアリングや状況調査を踏まえ、今後の都のCDRの取組について検討するための会議を開催。**

